令和８年度第２回北広島市市民参加推進会議　次第

日　時　令和８年８月 31 日（月）
18 時 00 分から
場　所　市役所 3 階 会議室 3D

１　開　会

２　委嘱書の交付

３　副市長あいさつ

４　委員、事務局の紹介

５　会長、副会長の選出

６　会長、副会長あいさつ

７　会議録署名委員の選出

８　説明事項
市民参加推進事業について

９　協議事項
令和７年度市民参加手続きに係る事後評価について

10　その他

11　閉　会

≪資料≫

1　事務局

所属	役職	氏名
市民環境部 市民生活課	課長	高橋　陽子
	主査	畠山　謙志
	主任	坂下　拓磨
	主事	瀬川　優香
＜連絡先＞ 〒061-1192　北広島市中央 4 丁目 2 番地 1 TEL：011-372-3311（内線 2302）　FAX：011-370-2380 Mail：shimins@city.kitahiroshima.lg.jp		

2　市民参加推進会議の位置付け

① この会議は、北広島市市民参加条例第 15 条の規定に基づき、市民参加を適切に推進するとともに、市民参加制度を北広島市にとって望ましい、実効性のある制度として作り上げていくため、市民参加の実施、この条例の運用の評価などについて審議するための第三者機関として設置するものです。

② この会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関です。

3　市民参加推進会議の審議事項

① 市民参加の実施に関する事項

・市民参加条例に基づき実施される、市民参加の実施状況を検証し、市民参加の対象と方法について、審議します。

② 市民参加条例の運用の評価に関する事項

・条例に基づいて市民参加が適正に行われているかを検証するとともに、一定の評価基準を設けるなどして評価し、改善点やこの制度上での効果的な市民参加の進め方について審議します。

③ 条例及び条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程の見直しに関する事項

・①、②の審議を踏まえ、必要のある場合はこの条例及び規則の見直しを審議します。
・条例の見直しについては、第 17 条で市長が行うことを規定しており、その附属機関としてこの条例の見直しについて所掌事項としたものです。

④ その他市民参加に関する事項

・上記①から③まで以外で、市民参加の推進に関する事項を所掌事項としたものです。

４　会議の公開

① 北広島市情報公開条例第 20 条に基づき、原則として、会議は公開とします。

② 傍聴を希望する者は、氏名等を傍聴者受付簿に記入のうえ、非公開の会議を除き傍聴を認めるものとします。ただし、会議の秩序を乱す行為や会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めることとします。

③ 北広島市市民参加条例第 9 条第 4 項に基づき、委員の氏名、選考区分、所属等、任期については、市ホームページで公表します。

④ 北広島市市民参加条例第 9 条第 5 項に基づき、会議の開催の日時及び場所については、市ホームページで公表します。

⑤ 北広島市市民参加条例第 9 条第 7 項に基づき、会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し、非公開の会議を除き、市ホームページで公開します。

公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とします。

５　会議録署名委員の選出

会議録署名委員：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿